

高砂市一般不妊治療費助成事業のご案内



高砂市では、一般不妊治療を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、その治療費の一部を助成しています。（不育症の検査は、不育症治療費助成事業で助成が受けられます。）

対象者 ①～⑤のすべてに 該当するご夫婦	① 一般不妊症の検査・治療を受けていること ② 該当する治療期間及び申請日に、高砂市に住所を有する法律上の婚姻または事実婚をしている夫婦 ③ 当該助成に係る治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること ④ 夫婦ともに国民健康保険、その他の医療保険に加入していること ⑤ 夫婦ともに市税の滞納がないこと ⑥ 他の地方公共団体から助成を受けていないこと
助成額 及び 助成回数	≪助成額≫ <u>一般不妊治療に支払った費用のうち1年度あたり10万円を上限に助成</u> ※当該助成に係る治療開始日における妻の年齢が、40歳以上の場合、5万円を上限に助成 （ペア検査※ ¹ 実施の場合はそれぞれ1万円加算。検査日等を証明する書類が必要です。） ≪助成回数≫ <u>1年度あたり1回限り申請</u> ※1 ペア検査…夫婦そろって受診を開始することで不妊症の早期発見、早期治療をすすめるものです。夫婦そろって初めて受けた不妊治療のために必要な検査について、費用を助成します。 （やむを得ず夫婦別で受診した場合は、夫婦の初回受診の間隔が3か月以内であれば対象となります。）
受付期間	令和7年1月～12月の診療分 ⇒ 令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間に申請 （出来る限り令和8年2月末までに申請をお願いします） <u>なお、令和8年1月～3月までに申請を予定される方は、令和7年12月までに申請予約をしてください。（予約は、電子申請もしくは電話でお願いします）</u>
対象医療機関	国内の医療機関
提出書類 ※⑤⑥は発行から 3か月以内のもの	① 高砂市一般不妊治療費助成事業申請書 ② 高砂市一般不妊治療費助成事業受診等証明書 ③ 国内の医療機関の発行する領収書（明細書もあれば提出） ④ 国内の薬局の発行する領収書及び明細書 ⑤ 市内に居住する法律上の夫婦または事実婚であること夫婦であることを証明する書類 （1） 法律上の夫婦の場合：戸籍謄本 ※初回申請のみ （2） 事実婚の場合：それぞれの戸籍謄本、および事実婚に関する申立書 ※重婚となる場合は助成対象となりません ⑥ ご夫婦ともに市税の滞納がないことがわかる書類 （1） 当該年1月1日現在高砂市民の場合：高砂市市税確認承諾書 （2） 承諾がない、または当該年1月1日現在高砂市民でない場合：高砂市市税確認承諾書に加え、1月1日現在の住所地での書類が必要（完納証明書・納税証明書等）
支給方法	申請書等を審査し、承認したときは口座振込により支給